

**(仮称)門真市立児童発達支援センター
整備基本構想
(案)**



門真市

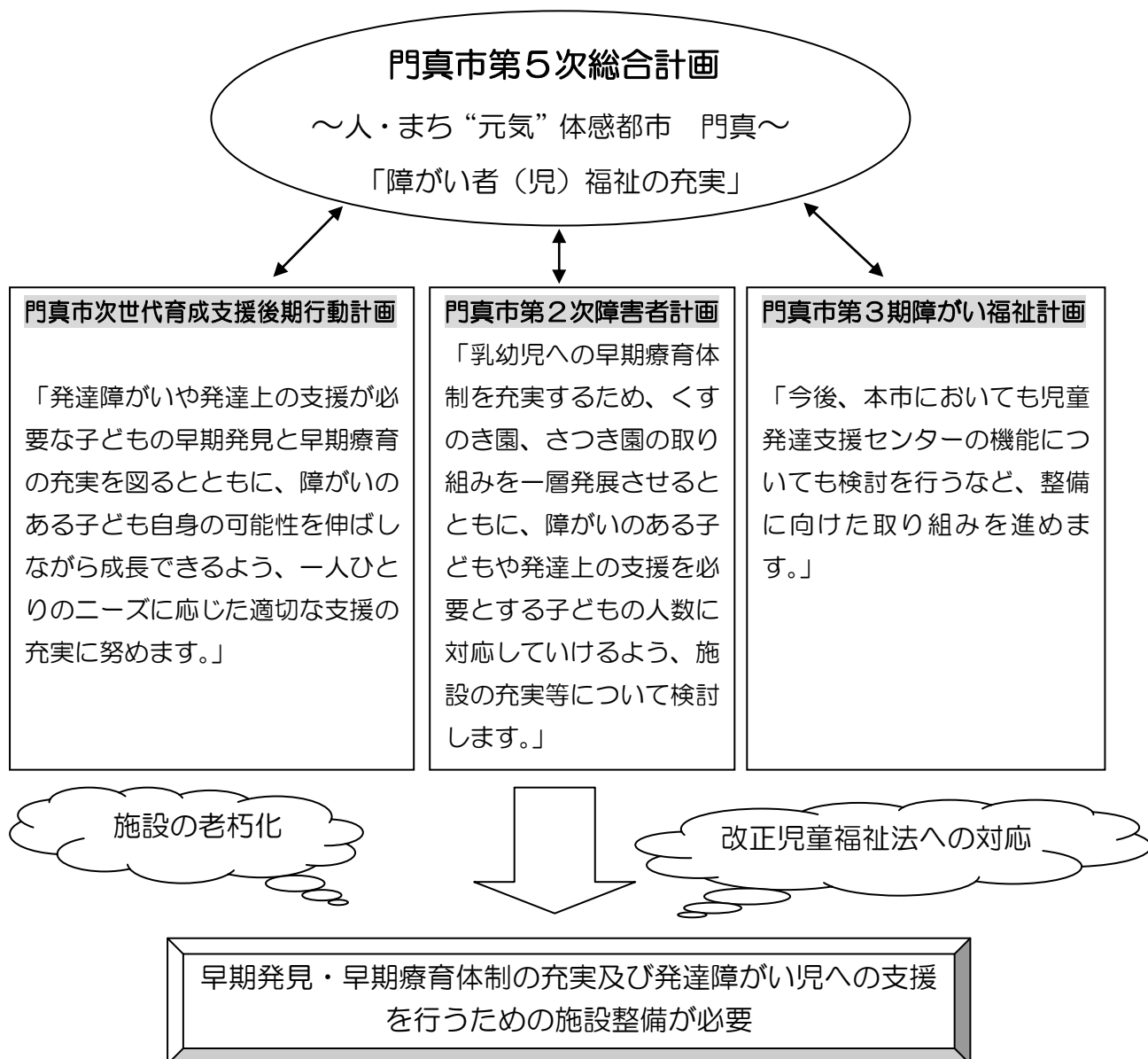
目次

第1章 策定にあたって	2
1 門真市の取り組み	2
2 障がい児に関する国の動き	3
3 策定の目的	4
4 検討の流れ	5
第2章 門真市の障がい児の現状について	6
1 門真市の人口	6
2 門真市の通園施設について	7
3 障がい児に関する取り組みの現状	8
4 門真市における現状・課題	10
第3章 (仮称) 門真市立児童発達支援センターについて	11
1 整備のコンセプト	11
2 整備機能	12
3 センターを取り巻く門真市の障がい児支援ネットワーク	15
第4章 資料編	16
1 門真市障がい児施策検討委員会設置要領	16
2 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会設置要綱	18
3 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会委員名簿	20
4 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会での検討経過	21

第1章 策定にあたって

1 門真市の取り組み

本市では、門真市第5次総合計画においてめざす将来の姿を「人・まち“元気”体感都市 門真」として、公民協働のまちづくりを進めており、基本施策の一つとして、障がい者（児）福祉の充実を掲げ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実に取り組んでいます。さらに、個別計画においても、障がい児への支援についてそれぞれ位置づけをし、体制の整備、サービスの充実に向けた取り組みを進めています。



2 障がい児に関する国の動き

平成24年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、障がい児支援の強化を図るため、現行の種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態による一元化が図られるなど、障がい児支援体制の枠組みが大きく変わりました。

■改正のポイント

○サービス実施主体の一元化

【下図参照】

身近な地域での支援を行うことができるよう、これまで障がい種別により異なっていた施設サービスを提供する実施主体を利用形態の別により一元化を行った。

《入所サービス：都道府県 通所サービス：市町村》

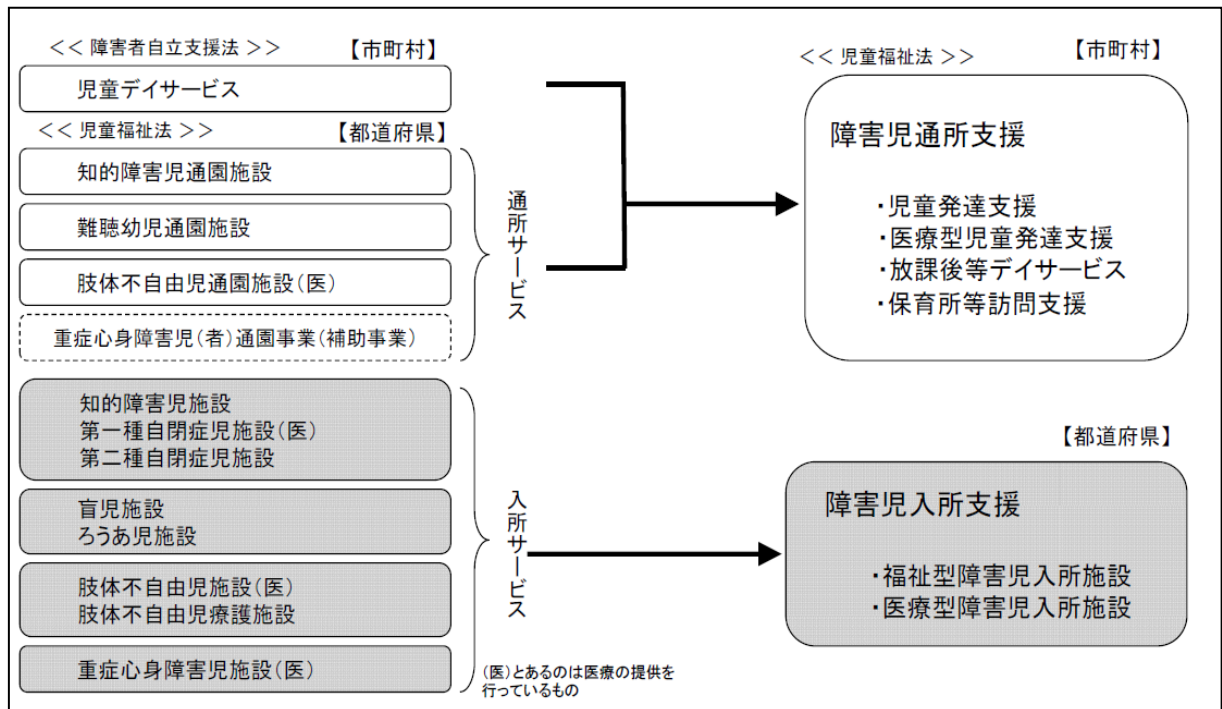
○地域と施設の一元化

これまでの通園施設としての位置付けに加えて、通園児以外の障がい児及びその家族への支援機能を有する地域の障がい児支援拠点としての「児童発達支援センター」を市町村に配置し、「保育所等訪問支援事業」など身近な地域での支援機能を強化する。

○障がい種別の一元化

児童発達支援の対象児童を身体・知的・精神（発達障がいを含む）とし、3障がいに対応する支援を行う。

■児童に関する施設サービスの一元化（資料：厚生労働省）



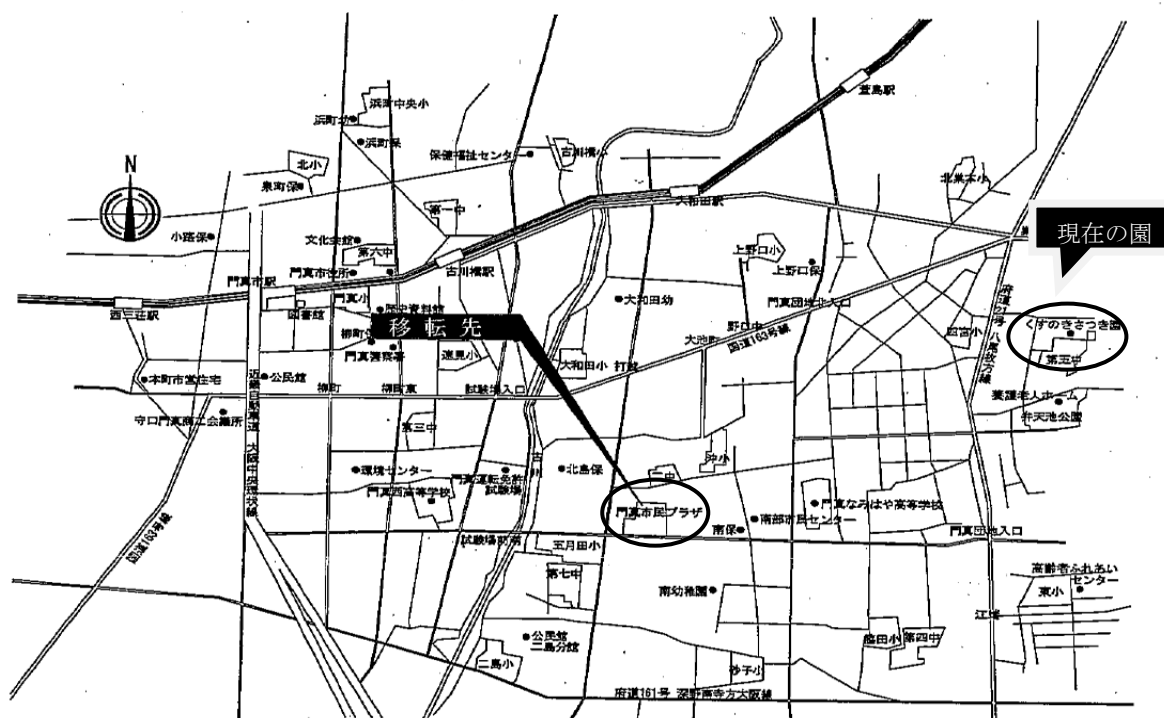
3 策定の目的

門真市では、これまで門真市立さつき園及び門真市立くすのき園（昭和50年9月1日開設）において、障がい児への療育を行う通園施設として運営してきました。しかしながら、施設の老朽化に伴い再整備が必要となったことに加え、発達障がい児への対応、前述の改正児童福祉法の施行など、現行の本市の障がい児支援施策を見直したうえで、本市における新たな児童発達支援センターの機能を検討する必要が生じてきました。

そこで、現状や課題を整理し（仮称）門真市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）の機能について、基本構想を策定します。

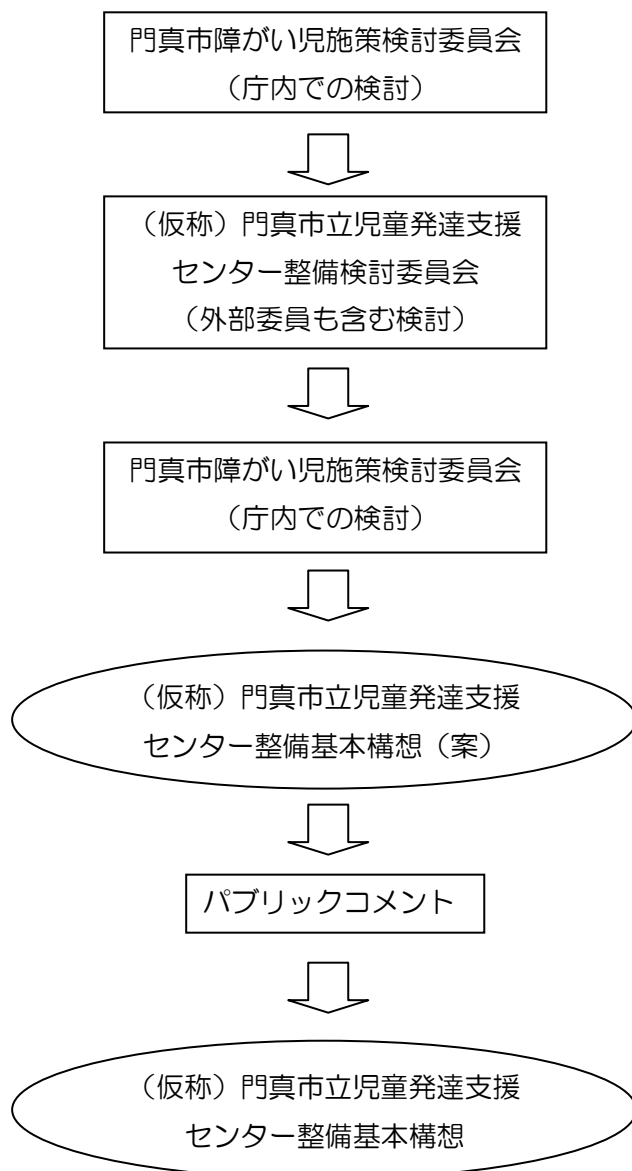
なお、センターの整備にあたっては、現在の門真市立さつき園及び門真市立くすのき園の同一敷地内での建て替えを行う場合、園の運営と並行した整備を行うには絶対的な面積が不足すること、通園時間中に工事作業等を行うことは通園児に対する影響が大きいことから、現地建て替えではなく、既存の門真市立門真市民プラザの未利用部分を活用した整備を行うこととしました。市の中心部に位置する市民プラザを活用することは、通園児だけではなく、地域の障がい児とその家族を支援する拠点施設として全市域から利用しやすくなるという大きなメリットがあります。

《参考》 位置図



4 検討の流れ

今回の基本構想の策定にあたり、庁内では、関係課の職員で構成される「門真市障がい児施策検討委員会」において、センターで必要とする機能等の検討を行いました。また、市民や学識経験者、関係機関の代表者などで構成される「（仮称）門真市立児童発達支援センター整備検討委員会」では、庁内で検討した内容に対する提言をいただきました。その結果取りまとめた基本構想の案に対して、パブリックコメントにより市民意見（予定）を求め、それらの意見を参考にしながら（仮称）門真市立児童発達支援センター整備基本構想を策定しました。（予定）



第2章 門真市の障がい児の現状について

1 門真市の人口の動き

2011年（平成23年）4月1日現在の本市の人口は129,986人で、うち18才未満は21,036人、約16%となっています。過去3か年の18才未満の児童数は約800人減少しています。

人口の推移 (人)

	H21年	H22年	H23年
人口	132,053	131,151	129,986

住民基本台帳・外国人登録による

（各年4月1日現在）

出生数の推移 (人)

	H21年度	H22年度	H23年度
出生数	1,025	1,003	961

健康増進課調べ

18歳以下人口の推移 (人)

	H21年	H22年	H23年
0才	1,051	986	951
1才	1,084	1,024	988
2才	1,069	1,063	987
3才	1,119	1,055	1,038
4才	1,101	1,101	1,049
5才	1,146	1,076	1,068
6才	1,170	1,134	1,072
7才	1,192	1,162	1,123
8才	1,218	1,183	1,154
9才	1,348	1,214	1,169
10才	1,379	1,351	1,200
11才	1,315	1,375	1,351
12才	1,297	1,305	1,377
13才	1,305	1,301	1,299
14才	1,373	1,305	1,299
15才	1,223	1,383	1,306
16才	1,236	1,228	1,371
17才	1,218	1,243	1,234
計	21,844	21,489	21,036

住民基本台帳・外国人登録による（各年4月1日現在）

本市の障がい者手帳を取得されている障がい児の数は微増となっており、18才未満人口に占める手帳所持者の割合は2%前後となっています。

18歳未満の障がい者手帳所持者数 (人)

	H21	H22	H23
身体障がい者手帳 (身体障がい)	115	106	108
療育手帳 (知的障がい)	283	301	313
精神保健福祉手帳 (知的障がい)	6	10	12
手帳所持者 計	404	417	433
18歳未満人口に占める手帳所持者割合	1.8%	1.9%	2.1%

障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

2 門真市の通園施設について

障がい児への支援として、本市では昭和50年より知的障がい児の通園施設として門真市立さつき園、肢体不自由児の通園施設としてくすのき園を運営してきました。各園は、心身の発達に配慮が必要な就学前の子どもたちが通園する児童福祉法に基づいた施設です。言葉、遊び、身辺自立などの知的機能の訓練、上肢・下肢・体幹の運動機能訓練などを行うことでそれぞれ社会生活能力の基本を習得するなど、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すための早期療育に取り組んでいます。また、平成24年4月1日からは、児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして運営をしています。

さつき園くすのき園の通所者実人数 (人)

	H21年度	H22年度	H23年度
さつき園	41	42	42
くすのき園	19	19	15
計	60	61	57

さつき園くすのき園調べ(各年度末現在)

3 障がい児に関する取り組みの状況

本市が実施している取り組みは次のとおりです。

	事業 【実施主体】	取り組み内容 (障がい児との関わり方)	対象年齢 (概ね)
1	各種乳幼児健診 【健康増進課】	乳幼児の健全育成を図るための1才6カ月健診等の健康診査を通して、育児相談及び発達相談を行う。	0才～就学前
2	育児サポートセンター かどま親子教室 【健康増進課】	各種乳幼児健診のフォローアップ事業としてアプローチし、心身の発達の遅れ等に関わる相談・指導を通して、保護者への育児支援を行う。	1才半健診後～4才
3	家庭児童相談センター 【子ども課】	療育手帳の申請及び交付に伴う相談対応と、児童家庭相談の中で発達、性格等、児童の特性に応じた関わり方などの指導助言を行う。	0才～18才
4	保育所における障がい児保育 【子ども課】	保育所に通う障がい児（配慮が必要な児童も含む）に対し、個別指導計画を作成し、障がい特性を考慮した上で保育を行う。	0才～就学前
5	幼稚園における障がい児対応 【学校教育課】	公立幼稚園に通う障がい児（配慮が必要な児童も含む）に対し、障がい特性を考慮した上で幼児教育を行う。	4才～就学前
6	保育所等発達支援事業 【子ども課】	発達相談員（臨床心理士）が保育所等を定期的に巡回し、発達上支援が必要な児童や保護者、保育士に指導、助言を行い、必要な関係機関とも連携を図る。	0才～就学前

7	地域生活支援事業 (日中一時支援・移動支援) 【障がい福祉課】	保護者等が障がい児の介護ができないときなどに、見守りや移動等の支援を行う。	6才～18才
8	小・中学校における支援教育 【学校教育課】	小・中学校に通う障がいを持つ児童・生徒の教育の充実を図るため、支援教育支援員や介助員を配置し支援を行う。	6才～15才
9	放課後児童クラブでの障がい児対応 【子ども課】	放課後の児童の健全育成の場において、障がいの程度に応じた配置基準に基づき、職員を加配することにより障がい児への対応を行う。	6才～12才
10	巡回相談チーム 【学校教育課】	小・中学校に通う障がいのある児童・生徒の教育の充実を図るため、支援教育支援員を配置するなど、支援教育の充実にむけた事業を行う。	6才～15才

大阪府や民間事業所が実施している取り組みは次のとおりです。

	事業	取り組み内容	対象年齢
1	支援学校 (小学部・中学部・高等部) 【大阪府】	障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得させるための支援を行う。	6才～18才
2	児童発達支援事業 【民間事業所】	未就学の障がい児とその保護者に対して、預かり事業を行うなど、身近な療育の場を提供する。	0才～就学前
3	放課後等デイサービス 【民間事業所】	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うなど放課後等の居場所づくりを行う。	6才～18才
4	障がい児相談支援 (計画作成) 【民間事業所】	障がい児及び保護者に対する相談支援を行い、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画の作成を行う。	0才～18才

4 門真市における現状・課題

児童福祉法の改正に伴う課題

①地域の障がい児への支援

現在市が運営しているさつき園・くすのき園は、主に通園児に対する支援を行っています。新たに通園児以外の地域で生活する障がい児への支援を行うため、保育所等への訪問支援や相談支援などを行う必要があります。

②新たに障がい種別に追加された発達障がい児に対する療育支援

地域の発達障がい児の支援として、早期より子どものライフステージ全般を見通した上で適切な専門療育を提供することにより、発達障がい児の地域生活を支援していく必要があります。

(仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会が出された課題

①障がい児の保護者への支援

保護者の子どもの行動や障がいに対する理解を深め、家庭での療育を促進するため、保護者に対するペアレントトレーニングや保護者研修等の支援が必要です。

②学齢期の発達障がい児（特に小学校高学年以降）への直接療育

概ね 10 才以降の発達障がい児に対する療育資源が少なく、現状では支援を行う体制が不十分であるため、発達障がいに特化した専門的な直接療育の場の確保が必要です。

③センター整備後における外部からの施策の進捗状況確認

センターを整備した後の、センターを中心とした障がい児への支援の進捗状況の確認や状況変化への対応策の検討を行うにあたっては、市の内部のみでの施策検討ではなく、利用者や学識経験者、関係事業者などのセンター外部からの視点で意見を述べることのできる組織の設置が必要です。

1 整備のコンセプト

これまでの課題を踏まえたうえで、センターのコンセプトは次のとおりとします。



①障がいの早期発見・早期療育に重点を置く施設

乳幼児期の心身の発達はめざましく、この時期によりよい環境を整えて適切な療育を進めることが子どもの成長に良い影響を与えることから、障がいの早期発見・早期療育のため、「気になる段階」からの支援を行う施設をめざします。



②地域療育機能を高めるための障がい児への支援拠点

通園児だけでなく地域の障がい児への支援が広がるよう、市内にある障がい児に関わる支援機関と連携を取りながら、障がい児の支援に関する情報の集約・発信を行うなど、地域療育機能を高めるための拠点施設をめざします。



③子に応じた障がい児への支援コーディネート施設

それぞれの子どもの状況・家庭環境に応じて、関係機関と調整を行い地域資源を活用するなど、必要な支援をコーディネートする施設をめざします。

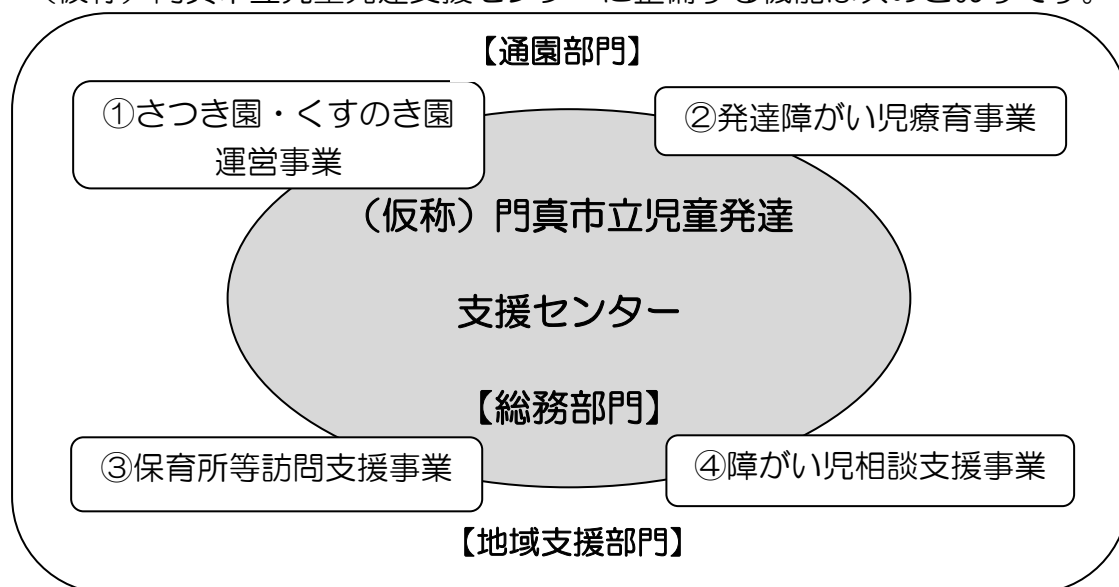


④発達障がい児への専門療育施設

発達障がい児への支援を行うため、自閉症児をはじめとした発達障がいのある児童に対する専門療育施設をめざします。

2 整備機能

(仮称) 門真市立児童発達支援センターに整備する機能は次のとおりです。



《主な事業の説明》

	事業	内容等
通園部門	① さつき園・くすのき園運営事業	<p>○事業内容 現在のさつき園・くすのき園の運営を引き継ぐこととし、福祉型児童発達支援として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。</p> <p>○対象者 身体、知的、精神に障がいのある未就学児童（発達障がい児を含む）</p>
	② 発達障がい児療育事業	<p>○事業内容 発達障がい児とその保護者に対する専門療育を行う。</p> <p>○対象者 概ね3才～10才までの発達障がい児 ※11才以降の児童への支援については、③保育所等訪問支援事業を活用した巡回訪問による相談・療育 ④障がい児相談支援事業を活用した相談・療育的支援を行う。 ※事業を行う中で、必要性を見極めて将来的に対象年齢の見直し等に関する検討を行う。</p>

地域支援部門	③保育所等訪問支援事業	<p>○事業内容</p> <p>保育所等に通う障がいのある児童（配慮が必要な児童を含む）が集団生活に適應できるよう訪問支援員が各施設を訪問し、専門的な支援を行う。また、既存の「保育所等発達支援事業」や「巡回相談チーム」との包括的実施または連携による支援を行うことにより、「気になる段階」から支援を行う。</p> <p>○対象者</p> <p>市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、府立支援学校に通う障がいのある児童</p>
	④障がい児相談支援事業	<p>○事業内容</p> <p>各事業から引き継がれた地域の障がい児とその保護者、各関係機関の支援者からの求めに応じて、相談支援、支援のコーディネートを行う。また、必要に応じてグループでの療育的支援を行うなど個別のニーズに応じた対応を行う。</p> <p>○対象者</p> <p>0才～18才までの身体、知的、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）</p>
総務部門	<p>◇施設管理運営</p> <p>◇啓発・情報発信</p> <p>◇研修</p>	<p>◇施設管理運営</p> <p>施設全般の設備管理、施設が効果的に機能するよう各事業を横断的に活用した運営を行う。</p> <p>◇啓発・情報発信</p> <p>障がいに関するさまざまな啓発や、障がい児の保護者、各関係機関に対し、支援に関する情報の周知を行うため、それぞれの情報の集約及び発信を行う。</p> <p>◇研修</p> <p>子どもの行動の理解、支援方法、相談支援における関わり方などの知識を得ることにより、家庭や身近な地域での療育環境を向上させるため、障がい児の保護者や支援者（保育所・幼稚園・学校などの教職員を含む）に対する研修を行う。</p>

《その他》

*家庭内での子どもの行動理解を促すため、各事業において必要な保護者支援（集団または個別）を行う。

《支援の流れ》

障がい児への支援を行うためには、関係機関を含め市全体で取り組んでいく必要があります。それぞれの機関の役割を整理した上で一体となった途切れない支援体制とするため、以下のような流れで支援を行います。

(1) 障がいの気づき（早期発見）

それぞれの関係機関が子どもや保護者と接する機会を活用し、子どもの障がいの気づきを通して、支援が必要な可能性のある場合はセンターへの相談及び引き継ぎを行います。

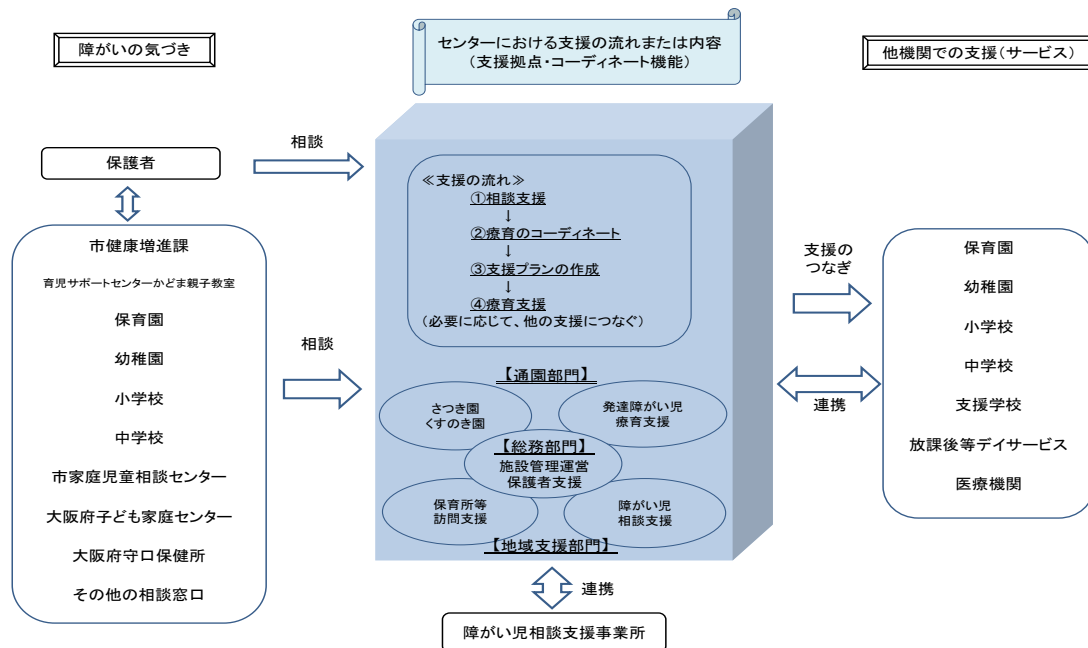
(2) センターにおける支援の流れまたは内容（支援拠点・コーディネート機能）

センターが行う4つの事業及び総務部門により、それぞれの機関で障がいの気づきのあった子どもや保護者に対し、障がい児支援の拠点として総合的な支援を行います。

具体的には、相談を通して子どもや保護者の状況把握の上、他の療育資源も含めた療育内容をコーディネートし、個々に応じた支援プランを作成し、療育支援を行います。また、センター以外の療育資源の利用が望ましい場合は、各関係機関への引き継ぎを行います。

(3) 他機関での支援（サービス）

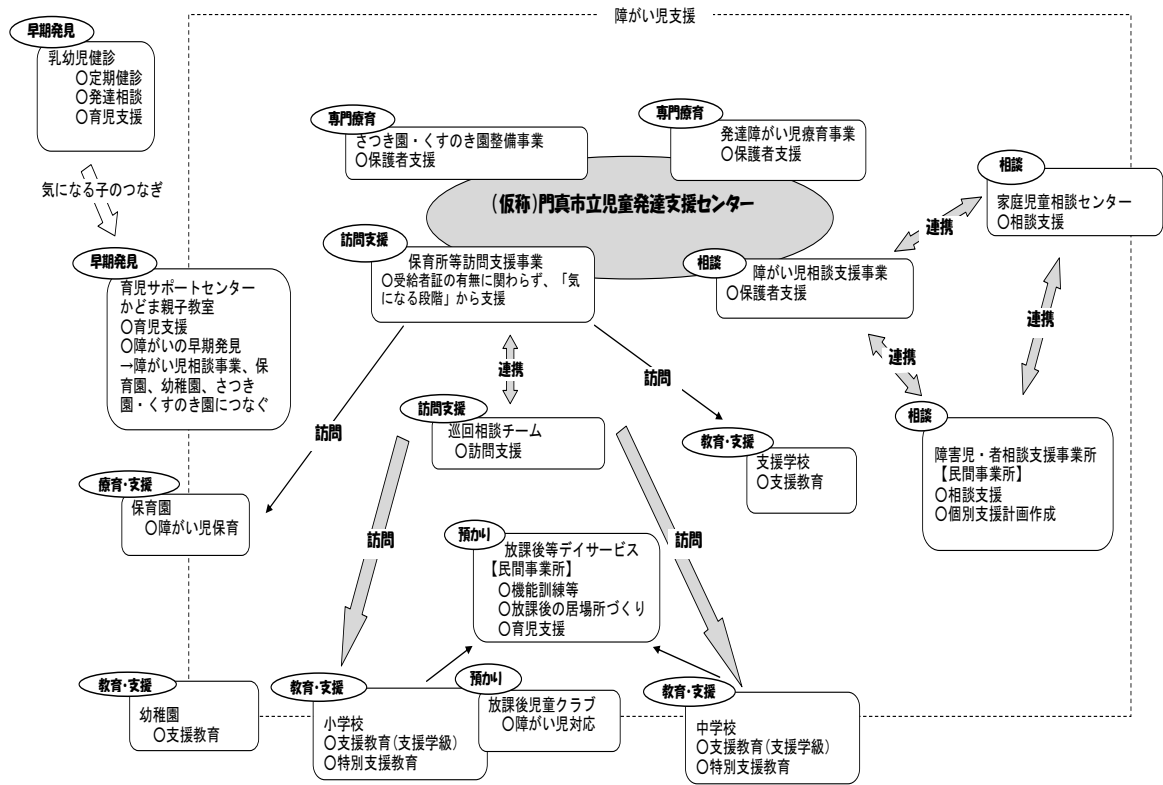
センターから引き継ぎを受け、支援（サービス）の提供を行います。個々のケースに応じてセンターとの連携を行います。



3 センターを取り巻く門真市の障がい児支援ネットワーク

事業を円滑かつ効果的に実施するための課題は多くあります。

その中でも、本市として障がいの早期発見・早期療育に重点を置き、子どもの将来を見通した支援を行うためには、各関係機関による支援ネットワークを実効性のあるものとして整備し、「気になる段階」からの支援を横断的に実施できる体制整備を行う必要があります。今後、この基本構想の実現に向け、以下のようなネットワークにより庁内外を問わず各関係機関との有機的な連携を具体的に進めていくよう努めます。



第4章 資料編

1 門真市障がい児施策検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市の障がい児施策を展開するにあたり、市内の障がい児を取り巻く現状の把握及び今後の施策についての調査研究を行うため、門真市障がい児施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検討等を行う。

- (1) 障がい児施策の基本的事項及び主要な課題
- (2) 障がい児施策の実施にあたり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉政策課長の職にある者とし、副委員長は門真市知的障がい児通園施設さつき園・門真市肢体不自由児通園施設くすのき園長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

企画課長、健康増進課長、子ども課長、障がい福祉課長、学校教育課長

4 前項に定めるもののほか、委員長は必要に応じて委員に加えることができる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(下部組織の設置)

第6条 委員会は、具体的な計画を企画立案するための下部組織を設置することができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月24日から施行する。

2 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 門真市立児童発達支援センター(以下「センター」という。)の整備に当たり、本市の障害児支援について課題を整理するとともに、センターの整備に向けた本市の考えについて提言を求めため、(仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備するセンターの機能に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 門真市立さつき園・くすのき園保護者会を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 民間関係事業者を代表する者
- (5) 幼児教育関係団体を代表する者
- (6) 保育関係団体を代表する者
- (7) 福祉関係団体を代表する者
- (8) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて資料の

提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

3 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会委員名簿

要綱区分	区分	団体等	氏名
1号委員	市民を代表する者	公 募	高橋 裕子
2号委員	門真市立さつき園・くすのき園保護者会を代表する者	門真市立さつき園・くすのき園保護者会会長	泉 あすか
3号委員	学識経験を有する者	関西福祉科学大学 社会福祉学部 臨床心理学科 教授	◎櫻井 秀雄
4号委員	民間関係事業者を代表する者	障害児相談支援事業所 ジェイ・エス 相談支援専門員	中村 浩治
5号委員	幼児教育関係団体を代表する者	門真市公私立幼稚園協議会 会長	岡崎 恭子
6号委員	保育関係団体を代表する者	門真市民間保育園協議会 主任保育士	中村 洋美
7号委員	福祉関係団体を代表する者	門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
8号委員	関係行政機関の職員	大阪府立守口支援学校職員 地域支援教育コーディネーター	○早野 眞美

◎ 委員長 ○ 副委員長

4 (仮称) 門真市立児童発達支援センター整備検討委員会での検討経過

	月 日	議 題
第1回	平成24年6月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> (1) あいさつ (2) 会長及び副会長の選任について (3) 会議の公開について (4) 現状について (5) (仮称) 門真市立児童発達支援センターの機能について (6) その他
第2回	平成24年7月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> (1) (仮称) 門真市立児童発達支援センターの機能について (2) 門真市の障がい児支援ネットワークについて (3) その他

(仮称) 門真市立児童発達支援センター整備基本構想

平成 24 年 8 月

門真市健康福祉部福祉政策課

〒571-8585 門真市中町 1-1

TEL 06-6902-6093

